

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成28年3月8日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

1	障害福祉関係施設等の整備について……………	1
2	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	6
3	地域生活支援拠点について……………	11
4	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について……………	12
5	強度行動障害を有する者への支援について……………	13
6	障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について……………	14
7	訪問系サービスについて……………	22
8	障害者の就労支援の推進等について……………	69
9	障害者優先調達推進法について……………	88
10	相談支援の充実等について……………	97
11	障害者の地域生活への移行等について……………	126
12	障害者虐待の未然防止・早期発見等について……………	148
13	発達障害者支援施策の推進について……………	155
14	障害児支援について……………	164
15	規制緩和(構造改革特区関係)等について……………	183

1 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 28 年度当初予算案として対前年度 44 億円増の 70 億円を計上するとともに、平成 27 年度補正予算として、60 億円を計上し、総額 130 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

平成 28 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。【関連資料 1】

(2) 平成 27 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

平成 27 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 27 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備を優先することとしたところである。

平成 27 年度補正予算に係る各自治体からの要望については、予算を大きく上回る額となっているため、今回採択とならなかった整備案件については、平成 28 年度予算において改めて申請されたい。

(3) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 28 年度国庫補助協議について

平成 28 年度の施設整備にあたっては、平成 27 年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

- ① 平成 27 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの

- ② 平成 28 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 28 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めて

いただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- ・ 厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・ 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・ 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

② 平成 28 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 28 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、平成 27 年度補正予算において採択されたものは現行単価を適用することとしているので、留意されたい。

（４）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇

を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところである。未措置状態にある施設は、なくなったものの分析依頼中の施設が232施設（障害児者施設）あり、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助

制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5%※）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、28年度も引き続き実施することとしている。

※ 融資率が80%未満のものに限る。

（6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

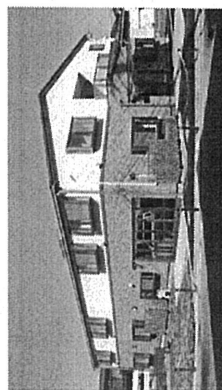
27年度補正予算額 60億円
28年度当初予算額 (案) 70億円

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



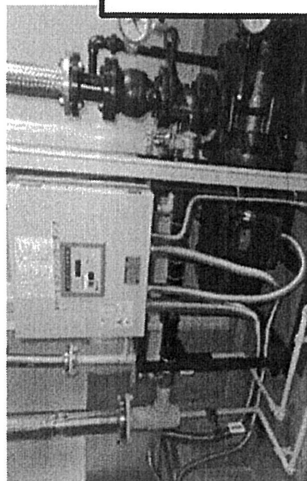
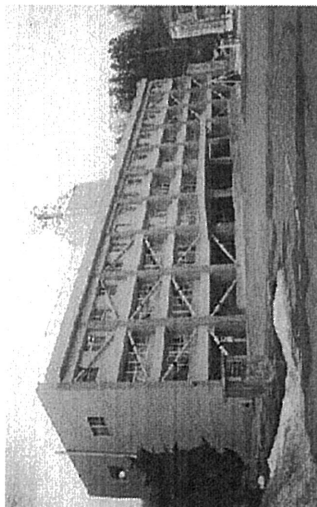
障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



関連資料1

2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いているところである。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規程上は土日も営業日となっているにも関わらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定であるのでご承知おきいただきたい。

(2) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第4期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

(3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 27 年 12 月 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(4) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

平成 21 年度から平成 25 年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、11 道県 33 市町村（前年度 6 府県 11 市町）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約 786 百万円（前年度約 209 百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に基準額の算定については、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、基準額の算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日障障発 0605 第 1 号）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_21.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_30.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_34.pdf

(5) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

平成 26 年 8 月 20 日の広島における土砂災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）において、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、②において「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、

土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること

- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制の連携強化を含め、土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけでの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受け入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④障害者施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成26年10月1日現在の耐震化整備の状況については、今月中に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業

（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3）を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

（６）東日本大震災からの復旧・復興等について（自治体負担分に対する財政支援の延長について）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 28 年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※１）、旧緊急時避難準備区域等（※２）及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

（※１）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※２）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 29 年 2 月末（サービス提供分）まで

なお、平成 28 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、平成 27 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民については免除措置の対象としない予定であり、近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

3 地域生活支援拠点について

(1) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備をお願いしているところであるが、平成 27 年度においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施している。

昨年 4 月に募集を行い、9 箇所の自治体（栃木市、佐野市、野田市、八王子市、大田区、上越市、京都市、宇部市、大分市）において実施していただき、これらの事例を来年度に向けて取りまとめ、お示しする予定であるので、拠点等の整備を進める上で参考としていただきたい。

なお、平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」を実施し、地域生活支援拠点等の事例をまとめており、厚生労働省ホームページに報告書を掲載しているので、こちらも参考としていただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokuushougaihokenfukushibu/0000088299.pdf>

(2) 今後の制度的対応について

昨年 12 月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされ、これを受けて、「グループホームにおける重度者への対応の強化」、「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」、「医療との連携」、「短期入所による緊急時対応」等を総合的に進めることとされたところである。

これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、これらの見直しの状況も注視していただき、拠点等の機能整備の選択肢のひとつとして活用をご検討いただきたい。

4 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成 26 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成 27 年度も引き続き実施する予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いします。

5 強度行動障害を有する者への支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の実施について

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としていところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算によつては、算定要件に平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を設けているものがあるため、それまでの間に本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 28 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、7 月 5 日・6 日（基礎研修）、7 日・8 日（実践研修）に研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

(2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修について

重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることを踏まえ、行動援護従業者養成研修においても、生活支援に関わる事項等を学んでいただく必要があることから、平成 27 年度より、行動援護従業者養成研修カリキュラムを強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）カリキュラムと同様のものに見直しを行ったところである。

各都道府県におかれては、これらの研修の積極的な開催に努めていただくようお願いする。

6 障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について

(1) 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて

障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、報酬改定の前年に各サービス事業所等の直近の経営状況を把握するものであり、今回は平成 29 年 4 月に調査を実施する予定である。

経営実態調査において得られた各サービス事業所等の収支差率については、これまでの報酬改定においても、検討の際の参考指標とされてきたところであるが、平成 27 年度報酬改定においては、従来にも増してこの収支差率がクローズアップされることとなり、改定率が決定された際の厚生労働大臣と財務大臣との折衝においても、今回の報酬改定に向けて施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう所要の改善措置を講じることとされた。

このような状況を踏まえ、経営実態調査の見直しの基本的な方向性を検討するため、平成 27 年 9 月に「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」を設け、同年 12 月にその報告書を取りまとめたので内容についてご了解いただきたい。

今回の見直しは、介護保険制度における同様の見直しの状況を踏まえたものであり、今後、調査実施までの間において、具体的な調査票等の見直しを行っていく必要があると考えているが、各都道府県市におかれては、本調査の重要性をご理解いただくとともに、調査実施の際の集計客対数の確保等にご協力をお願いする。

検討会報告書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000108708.html>

(2) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下「処遇状況等調査」という。）は、平成 27 年度報酬改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善に繋がっているか等を把握するため、平成 27 年 10 月に調査を実施したところである。各都道府県市におかれては、未回答の管内事業所等への連絡等にご協力いただき、感謝申し上げます。調査結果については、3 月末までにホームページ等で公表する予定である。

平成 28 年度についても、引き続き職員の処遇改善の状況を把握するため、本調査を実施する予定であり、今年度同様、回収率向上に向けてご協力をお願いする。

また、平成 28 年度の調査においては、経営実態調査の見直しに関する検討会報告書の内容を踏まえ、継続的に各サービス事業所等の経営状況を把握する観点から、改定前年（平成 26 年度）及び改定年（平成 27 年度）の 2 か

年に係る各サービス事業所等の収支の状況についても併せて調査する予定であるので、ご了解いただきたい。

※ 調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合 67.7%【関連資料 1】

(3) 障害児サービスの地域区分について

障害児サービスに係る地域区分については、平成 27 年度報酬改定の際に、国家公務員の地域手当に係る区分割合の見直しを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しに合わせて見直しを行ったところである。

見直しにより上乗せ割合が変動する地域について、平成 27 年度は激変緩和のための経過措置を設けたところであるが、完全施行となる平成 28 年度以降の地域区分別単価等は、別添一覧表のとおりであるので、管内の障害児サービス事業所等に対して周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏がないよう、適正な指導をお願いする。【関連資料 2】

(4) 公立減算の取扱いについて

地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における公立減算の取扱いについては、地方公共団体の事業に対する関与の在り方の多様化等により、自治体間で相違が生じているところである。

特に、公的な関与が比較的大きい地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者によりサービスが提供される場合については、多様な運営形態が想定されることから、先般、指定管理者制度における自治体の関与の実態等について調査を実施させていただいたところである。

その結果、指定管理に係る協定書等において、運営上のリスク分担も含め一定の公金が投入されている実態が確認されたことから、今般、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬については、原則として公立減算の対象となることについて、後日詳細をお示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

(参考 1) 公立減算の告示上の記載ぶり

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。」

(参考 2) 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令

に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

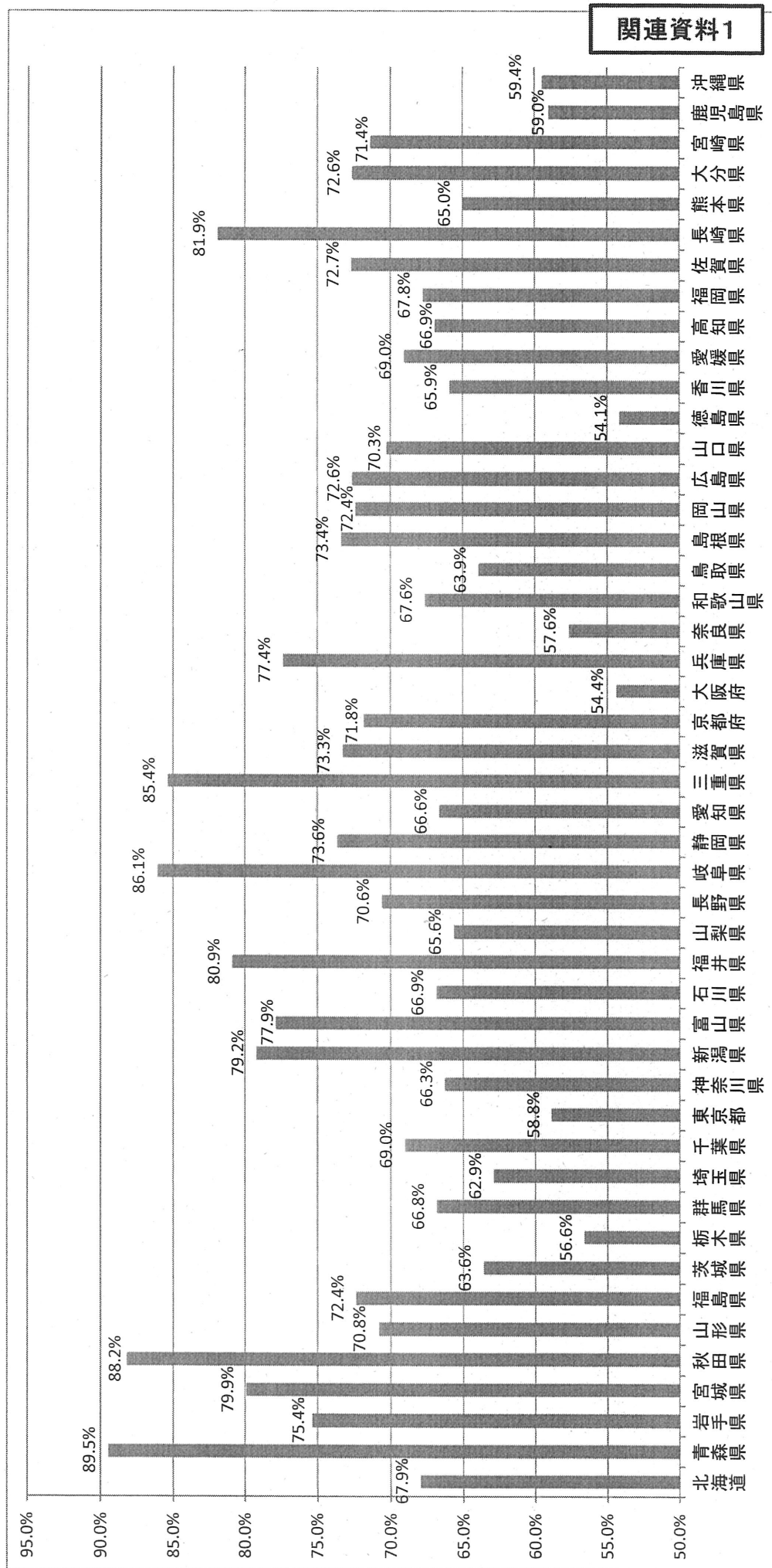
2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

平成27年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

○ 各都道府県内の調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合である。

○ 全体の回答割合は67.7%である。



地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

＜現行（平成 26 年度まで）＞

地域割り		8 区分							
対象地域	上乗せ割合	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
対象とする市町村の区域の時期	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
		平成 18 年 4 月 1 日							

＜見直し後（平成 28 年度以降）＞

地域割り		8 区分							
対象地域	上乗せ割合	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
対象とする市町村の区域の時期	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
		平成 28 年 4 月 1 日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕

＜現行（平成26年度まで）＞

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援	児童発達支援センターの場合							
	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合							
	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
障害児通所支援	主たる対象が重症心身障害児の場合							
	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)							
	10円							
障害児入所支援	放課後等サービス							
	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合							
	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円
障害児相談支援	保育所等訪問支援							
	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
	知的障害児の場合							
	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合							
	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
	自閉症児の場合							
	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合							
	10.98円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
	盲児の場合							
	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援	盲ろうあ児の場合							
	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
	ろうあ児の場合							
	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合							
	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.38円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合							
	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
障害児入所支援	自閉症児の場合							
	10円							
	肢体不自由児の場合							
	10円							
障害児相談支援	重症心身障害児の場合							
	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

＜平成28年度以降＞

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
児童発達支援	児童発達支援センターの場合							
	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合							
	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
障害児通所支援	主たる対象が重症心身障害児の場合							
	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)							
	10円							
障害児入所支援	放課後等サービス							
	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合							
	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
障害児入所支援	保育所等訪問支援							
	11.24円	10.98円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	知的障害児の場合							
	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合							
	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	自閉症児の場合							
	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合							
	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	盲児の場合							
	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援	盲ろうあ児の場合							
	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	ろうあ児の場合							
	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合							
	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合							
	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
障害児入所支援	自閉症児の場合							
	10円							
	肢体不自由児の場合							
	10円							
障害児相談支援	重症心身障害児の場合							
	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

●現行（平成26年度まで）の地域区分と見直し後（平成28年度以降）の地域区分を適用する対象地域の比較【官署所在地】

見直し後（平成 28 年度以降）の障害児の地域区分								
1級地（20%）		2級地（16%）	3級地（15%）	4級地（12%）	5級地（10%）	6級地（6%）	7級地（3%）	その他（0%）
1級地（18%）	東京都 特別区							
2級地（15%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
3級地（12%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
4級地（10%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
5級地（8%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
6級地（6%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
7級地（3%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	
その他（0%）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 特別区	

現行（平成26年度まで）の障害児の地域区分

現行（平成26年度まで）の障害児の地域区分

●現行(平成26年度まで)の地域区分と見直し後(平成28年度以降)の地域区分を適用する対象地域の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分	28年度以降 地域区分
埼玉県	狭山市	6級地	6級地
	蕨市	6級地	6級地
	新座市	6級地	5級地
	富士見市	6級地	5級地
	鶴ヶ島市	4級地	5級地
	ふじみ野市	6級地	5級地
	三芳町	6級地	5級地
千葉県	習志野市	4級地	3級地
	八千代市	4級地	3級地
	四街道市	4級地	5級地
	白井市	6級地	6級地
	昭島市	3級地	4級地
	小金井市	4級地	5級地
	東大和市	5級地	4級地
東京都	東久留米市	3級地	2級地
	逗子市	4級地	5級地
	秦野市	6級地	6級地
	伊勢原市	6級地	6級地
	海老名市	3級地	4級地
	座間市	4級地	4級地
	綾瀬市	4級地	4級地
神奈川県	寒川町	6級地	5級地

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分	28年度以降 地域区分
愛知県	稲沢市	7級地	7級地
	東海市	7級地	7級地
	大府市	6級地	6級地
	知立市	7級地	7級地
	愛西市	7級地	7級地
	長岡京市	7級地	6級地
	貝塚市	6級地	6級地
大阪府	松原市	5級地	5級地
	摂津市	4級地	5級地
	高石市	3級地	4級地
	四條畷市	7級地	7級地
	大阪狭山市	6級地	6級地
	忠岡町	6級地	6級地
	川西市	6級地	5級地
兵庫県	斑鳩町	7級地	7級地
奈良県	府中町	4級地	5級地

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

7 訪問系サービスについて

(1) 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

① 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 28 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 27 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」(平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	66,730 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
介護保険 対象者	33,370 単位 (参考: 重度訪問介護は 14,140 単位)

(参考: 重度障害者等包括支援利用者は 84,070 単位)

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」(平成 27 年 6 月 5 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)【関連資料 1】において、国庫負担基準

の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

(2) 人員配置基準等について

① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成 30 年 3 月 31 日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただきたい。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力いただきたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 1 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 2 年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 3 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に 5 年以上従事した経験を有することによって足りるものとする。

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成 30 年 3 月 31 日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成 26 年 10 月 1

日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置の対象となっている者(以下「経過措置対象者」という。)の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者が多い都道府県においては、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定し、活用する等、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」(平成27年9月29日付事務連絡)において調査を実施したところであり、平成27年10月1日の状況は以下のとおりである。【関連資料2】

1. 従業者の資格及び従業者数

全従業者のうち 22.7%が経過措置対象者であった。

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。) | 34,313人(48.1%) |
| ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 17,948人(25.2%) |
| ③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 2,835人(4.0%) |
| ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 37人(0.1%) |
| ⑤ <u>平成27年10月1日時点において、実務経験が1年に満たない経過措置対象者であって、研修未受講者</u> | <u>16,180人(22.7%)</u> |
| ⑥ 合計(①～⑤) | 71,313人(100.0%) |

2. サービス提供責任者の資格及び従業者数

全サービス提供責任者のうち 46.5%が経過措置対象者であった。

- | | |
|---|----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 | 9,996人(53.4%) |
| ② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 | 14人(0.1%) |
| ③ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(研修未受講者)</u> | <u>7,751人(41.4%)</u> |
| ④ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者)</u> | <u>950人(5.1%)</u> |
| ⑤ 合計(①～④) | 18,711人(100.0%) |

3. 同行援護従業者養成研修の実施状況

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）	
ア 実施回数	789 回
イ 定員数	17,708 人
ウ 応募者数	8,292 人
② 同行援護従業者養成研修（応用課程）	
ア 実施回数	489 回
イ 定員数	10,469 人
ウ 応募者数	4,437 人

また、平成 28 年度についても、平成 27 年度と同様に、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況について調査を行う予定としているので、各都道府県等におかれては、経過措置対象者の人数や県内における指定事業者が実施する研修を含む同行援護従業者養成研修の実施状況等の把握に努めていただきたい。

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているとともに、介護保険における訪問介護では、平成 27 年度より報酬上 30%減算の取扱いとしているところであり、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、サービス提供責任者の「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」の要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとめ次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知）

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の 1 つであるいわゆる 3 級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。しかしながら、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、いわゆる 3 級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における 3 級ヘルパーの配置状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとめ次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

（３）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、御留意の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用を図っていただきたい。

なお、上記留意事項については、平成 27 年度中に通知を発出することとしているので、ご承知おき願いたい。

ア 市町村における留意事項

- ・ 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1 回あたり概ね 1 時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。

- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。
- イ 相談支援事業所における留意事項について
 - ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
 - ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。
- ウ 居宅介護事業所における留意事項について
 - ・ サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

② 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

③ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

④ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところで

ある。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

⑤ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

⑥ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

障 障 発 0605 第 1 号
平 成 27 年 6 月 5 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

訪問系サービスに係る国庫負担基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスに係る国庫負担基準につきましては、国庫負担基準単位を「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に定められている単位数を用いずに算定したこと等により、障害者自立支援給付費国庫負担金の算定を誤った自治体が見受けられることから、自治体が適正に国庫負担基準額を算定できるようにすべきとの指摘を会計検査院より受けたところです。

つきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、下記のとおり国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめましたので、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

1 国庫負担基準及び平成 27 年度国庫負担基準の見直しについて

(1) 国庫負担基準について

① 国庫負担基準の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたものである。

なお、これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしているところである。（別紙 1 参照）

② 国庫負担基準の算定方法

ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法

国庫負担基準は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。）

（別紙 2）に基づき、利用した訪問系サービスの種類や障害支援区分等に応じた単位数を各月ごとに算定する。

また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは 1 つのサービスに係る単位数となっている。

なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。

例

- ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分 6 の者：46,330 単位
- ② 居宅介護（通院等介助なし）と同行援護の利用者で障害支援区分 3 の者：
12,080 単位（居宅介護：5,310 単位、同行援護 12,080 単位）

イ 各市町村の国庫負担基準額の算定

アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3 月から翌年 2 月までを 1 年度とする年度に属する単位数を合計し、10 円に地域区分、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援支給決定者数に応じた嵩上げ率や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。

例 A 市の国庫負担基準額：嵩上げあり、地域区分 2 級地

- ・ 訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準を合計した年度の単位数 100 万単位
1,000,000 単位 $\times 10 \text{円} \times 1,090 / 1,000$ (2 級地) $\times 105 / 100$ (5% 嵩上げ)
 $\times 1.0$ (給付率) = 11,445,000 円

(2) 平成 27 年度国庫負担基準の見直しについて

平成 27 年度の報酬改定において、国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定することとし、具体的には、訪問系サービス全体の支給決定を受けた者に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者の割合が 5 %以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5 %嵩上げを行うこととした。

なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させ、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9 万円から 12.5 万円 (+5.0%) の引き上げとなる。

2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について

障害者自立支援給付費国庫負担金における国庫負担基準額の算定に当たり、会計検査院より、平成 26 年度会計実地検査において、

- (1) 国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による国庫負担基準における参考様式を用いているものの、誤った利用者数により、国庫負担基準額を算定
- (3) 都道府県において、国庫負担基準額の算定の適否について判断するに当たり、その適否が検証できない状況であっても、根拠資料を求めるなど十分に審査を行っているとは言えない

等の指摘があったところ。

このような状況を踏まえ、国庫負担基準額の算定誤りが生じないように、以下のとおり留意点をまとめたので、内容をご確認いただき、再発防止に努めていただくようお願いする。

(1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ（2）等という「介護保険給付対象者」とは、「65 歳以上の者」又は「介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる者に該当する者」（＝40 歳以上 65 歳未満の特定疾病者）であり、特に「65 歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

② 第二号ロ（重度障害者等包括支援対象者）について

国庫負担基準告示第二号ロにおいては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イに定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの種類の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分ロの単位数を計上する。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	66,730 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位）
介護保険 給付対象者	33,370 単位（参考：重度訪問介護は 14,140 単位）

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 84,070 単位

<重度障害者等包括支援対象者>

障害支援区分 6（障害児にあつては区分 6 に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害 等
「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表第 2 に掲げる行動関連項目（以下「行動関連項目」という。）の合計点数が 10 点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

以下のいずれにも該当する者

- （1）障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者
- （2）「障害支援区分認定の実施について」（平成 26 年 3 月 3 日障発 0303 第 1 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添 2 に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- （3）「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）別表第 1 「1 群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）
- （4）区分省令別表第 1 「10 群 特別な医療 レスプレーター」において「ある」と認定
- （5）区分省令別表第 1 「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

II 類型

以下のいずれにも該当する者

- （1）区分通知の別添 1 に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」

と確認

- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 区分省令別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定(※1)
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

Ⅲ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)
- (3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者(※3)

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

- (※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。
- (※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。
- (※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数(行動援護スコア)については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

③ 第二号ホ(居宅介護利用者)の(1)及び(2)について

国庫負担基準告示第二号ホの(1)又は(2)に該当する者はそれぞれ以下のよう整理される。

区分	告示上の表現	該当する者
第二号ホ(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの	居宅介護の通院等介助(身体介護あり、なし)及び通院等乗降介助が算定される者(身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。)
第二号ホ(2)	居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者	・居宅介護の身体介護のみ算定される者 ・居宅介護の家事援助のみ算定される者 ・居宅介護の身体介護及び家事援

	助の両方が算定される者
--	-------------

④ 第二号ト及びチ（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について

国庫負担基準告示第二号トにおいては、（１）から（３）まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単位数のみである。

また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分チの単位数を算定することになる。

⑤ 第二号リ（同行援護利用者）について

国庫負担基準告示第二号リにおいては、「ロからチまでに掲げる者のうち次の（１）及び（２）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、ロからチまでにおいてリの（１）及び（２）以下の単位数が定められている場合であれば、リの（１）及び（２）の単位数のみ算定することとなる。

（２）国庫負担基準単位の算定について

国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式（以下「参考様式」という。）を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位を算定できるので、積極的に活用いただきたい。

なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。

ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。

また、第二号ロの「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。

（３）給付率の算定について

給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱（平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）3（17）において、「当該年度の 7 月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。

7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。

しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3 月から

翌年2月まで)のみ修正することとする。

例えば、平成26年度で考えると、平成26年3月から平成27年2月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、平成27年3月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。

(4) 統計情報作成処理月の取扱いについて

統計情報作成処理月(国庫負担基準内訳)に関しては、「居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式(エクセルファイル)について」(平成20年5月26日事務連絡)において、「国庫負担基準は市町村との精算基準という性格上、サービスが提供された年月ではなく、受付年月の処理でも差し支えありません。また、当該処理により国庫負担基準を算定する場合についても同様です。」といった取扱いとしていたところである。

今般、市町村から統計情報作成処理月について、サービス提供月で取り扱うか受付年月で取り扱うかとの照会が多いこと等を踏まえ、平成27年度以降の統計情報作成処理月については、原則、介護給付費等(障害者総合支援法第19条第1項に規定する「介護給付費等」をいう。)を集計する月と平仄を揃えることとする。

なお、介護給付費等が受付年月で取り扱われている場合においては、統計情報作成処理月においても受付年月で取り扱うこととする。

(5) 都道府県における審査、確認について

居宅介護等の介護給付費等に係る基準額については、交付要綱の各別紙様式においてその内訳を提出させているところであるが、基準額については、根拠資料の提出を求めるなど適正な審査を行っていただくとともに、留意すべき点について別紙3のとおりまとめたので、都道府県及び市町村におかれては参照されたい。

(6) その他

国庫負担基準の算定手順等については、「参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順」(別紙4)を参照されたい。

なお、CSVファイルの入力方法等については、各都道府県の国保連合会にご照会いただきたい。

平成27年度の国庫負担基準

別紙1

平成26年度国庫負担基準

居宅介護対象者

区分1	2,690単位
区分2	3,480単位
区分3	5,120単位
区分4	9,640単位
区分5	1,5430単位
区分6	22,200単位
障害児	8,660単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護対象者

区分3※	19,890単位
区分4	24,900単位
区分5	31,220単位
区分6	44,230単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者 13,600単位

同行援護対象者

区分に関わらず 11,330単位

行動援護対象者

区分3	12,590単位
区分4	16,960単位
区分5	22,550単位
区分6	29,300単位
障害児	16,010単位

介護保険対象者 7,520単位

重度障害者等 包括支援対象者

区分6 83,660単位

介護保険対象者 33,200単位

重度障害者等包括支援対象者で、
居宅介護、行動援護又は重度訪問
介護を利用する者

区分6 63,870単位

介護保険対象者 32,290単位

平成27年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,790単位
区分2	3,610単位
区分3	5,310単位
区分4	9,980単位
区分5	15,980単位
区分6	22,990単位
障害児	8,970単位

※ 別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	20,700単位
区分4	25,920単位
区分5	32,500単位
区分6	46,330単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者 14,140単位

同行援護利用者

区分に関わらず 12,080単位

行動援護利用者

区分3	14,280単位
区分4	19,240単位
区分5	25,580単位
区分6	33,240単位
障害児	18,160単位

介護保険対象者 8,540単位

重度障害者等 包括支援利用者

区分6 84,070単位

介護保険対象者 33,730単位

重度障害者等包括支援対象者であって
重度障害者等包括支援を利用しておらず、
居宅介護、行動援護又は重度訪問介護
を利用する者

区分6 66,730単位

介護保険対象者 33,370単位

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

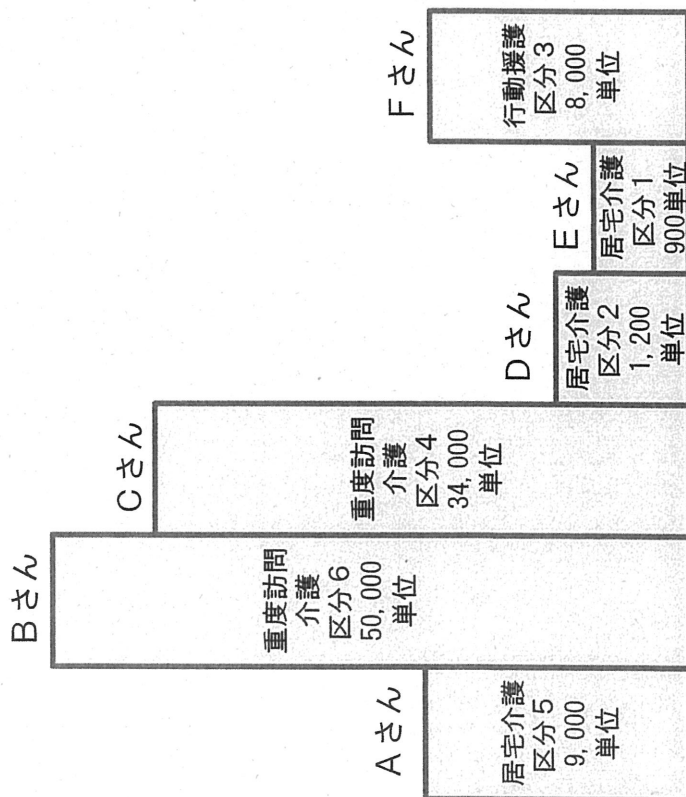
国庫負担基準の考え方

○ 国庫負担基準は、利用者毎のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、サービスの利用が少ない方(サービスの上限が国庫負担基準を下回る方)からサービスの利用が多い方(サービスの上限が国庫負担基準を上回る方)に対し国庫負担基準を回すことが可能な柔軟な仕組みとなっている。

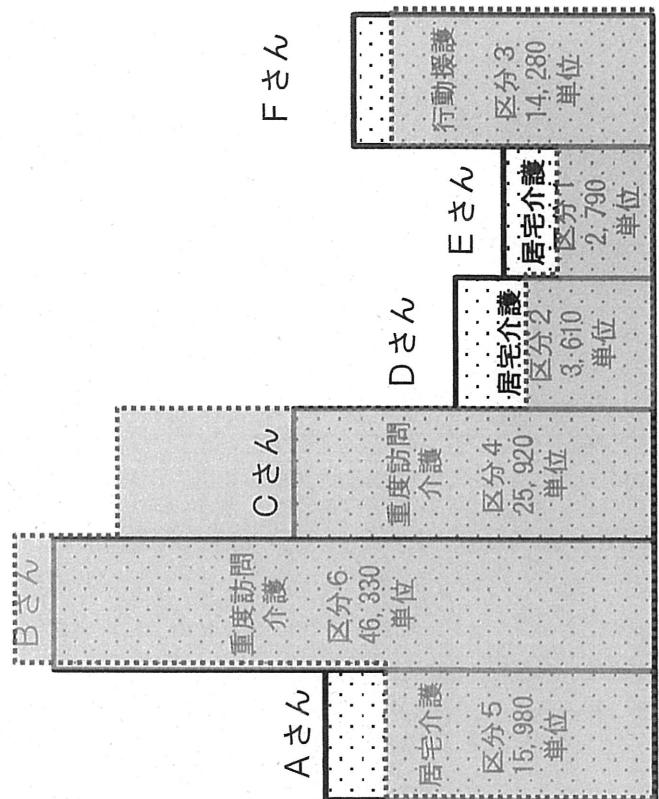
【参考：A市の訪問系サービスの国庫負担】

Aさんは「国庫負担基準＞支給量」、Bさんは「国庫負担基準＜支給量」など、個人ベースではばらつきがあるが、A市全体では「国庫負担基準108,910単位＞支給量103,100単位」であり、国庫負担基準の枠内となっている。

サービス支給量 計103,100単位



国庫負担基準 計108,910単位



○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 一 （略） 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（	障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 一 （略） 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当

その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、六六〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、二〇〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、八七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、二九〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一四、一四〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二五、七四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六三〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一四、一四〇単位

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四四、二三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三一、二二〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二四、九〇〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 一九、八九〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一三、六〇〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二四、五七〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一七、九〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一三、六〇〇単位

四	区分四に該当する者	一四、五五〇単位
五	区分三に該当する者	一一、二六〇単位
(4)	介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数	
（一）	（一）及び（三）に掲げる者以外のもの	三、八一〇単位
（二）	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（三）に掲げる者を除く。	
（三）	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	一五、七七〇単位
a	区分六に該当する者	九、九六〇単位
b	区分五に該当する者	七、七七〇単位
c	区分四に該当する者	三、八一〇単位

四	区分四に該当する者	一三、九九〇単位
五	区分三に該当する者	一〇、八三〇単位
(4)	介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数	
（一）	（一）から（五）までに掲げる者以外のもの	三、六七〇単位
（二）	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（三）に掲げる者を除く。	
（三）	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	一五、〇五〇単位
a	区分六に該当する者	九、五七〇単位
b	区分五に該当する者	七、四六〇単位
c	区分四に該当する者	三、六七〇単位
(四)	介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過措置的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（以下「経過措置的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	一六、八四〇単位
b	区分五に該当する者	一一、一一〇単位

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 三三、二四〇単位

(二) 区分五に該当する者 二五、五八〇単位

(三) 区分四に該当する者 一九、二四〇単位

(四) 区分三に該当する者 一四、二八〇単位

(五) 障害児 一八、一六〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

八、五四〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二一、七〇〇単位

(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、〇一〇単位

(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一四、一八〇単位

(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九〇〇単位

c 区分四に該当する者 九、〇三〇単位
d 区分三に該当する者 七、九三〇単位

(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位

二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 二九、三〇〇単位

(二) 区分五に該当する者 二二、五五〇単位

(三) 区分四に該当する者 一六、九六〇単位

(四) 区分三に該当する者 一二、五九〇単位

(五) 障害児 一六、〇一〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

七、五二〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一三〇単位

(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一五、八八〇単位

(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一二、五〇〇単位

(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 九、六〇〇単位

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
八、五四〇単位

(六) 障害児
一八、一六〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）
二、三五〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者
二五、九六〇単位
- (二) 区分五に該当する者
一八、九一〇単位
- (三) 区分四に該当する者
一二、九一〇単位
- (四) 区分三に該当する者
八、二八〇単位
- (五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
七、五二〇単位

(六) 障害児
一六、〇一〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
二、〇六〇単位

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（三）に掲げる者を除く。） 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者
一一、六八〇単位
- b 区分五に該当する者
八、四七〇単位
- c 区分四に該当する者
六、六二〇単位
- d 区分三に該当する者
五、六六〇単位

(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 二、〇六〇単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者
二五、〇七〇単位
- (二) 区分五に該当する者
一八、二六〇単位
- (三) 区分四に該当する者
一二、四六〇単位
- (四) 区分三に該当する者
八、〇〇〇単位
- (五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

下同じ。)に該当する者

六、五四〇単位

(六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者

五、七七〇単位

(七) 障害児

一一、九五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)に掲げる者を除く。)次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、九九〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、九八〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、九八〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、三一〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、六一〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、七九〇単位

(七) 障害児

八、九七〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二〇、二四〇単位

下同じ。)に該当する者

六、三二〇単位

(六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者

五、五七〇単位

(七) 障害児

一一、五四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。)次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、二〇〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、六四〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一二〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、四八〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、六九〇単位

(七) 障害児

八、六六〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。)

一九、五四〇単位

(4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(区分一に該当する者を除く。)次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

九、八一〇単位

(二) 区分五に該当する者

六、五四〇単位

(三) 区分四に該当する者

四、六八〇単位

(四) 区分三に該当する者

三、七一〇単位

(五) 区分二に該当する者

一、四〇〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロ

二、一九〇單位

掲げる単位数

(一)から(三)までに掲げる単位数

二二、四一〇单位

九、〇二〇单位

七、〇五〇單位

の

三、二〇〇单位

から(三)までに掲げる単位数

一〇、九四〇單位

七、五五〇单位

二、二〇單位

掲げる単位数

(一)から(三)までに掲げる単位数

二、九八〇单位

八、七〇〇单位

六、八〇〇单位

の

三、〇九〇单位

から(三)までに掲げる単位数

一〇、五六〇單位

七、二九〇单位

(三) 区分四に該当する者

五、五四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者

八、七四〇単位

(2) 区分五に該当する者

五、三五〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、三八〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、〇八〇単位

(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、三一〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八百八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十

(三) 区分四に該当する者

五、三四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者

八、四四〇単位

(2) 区分五に該当する者

五、一六〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、二六〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、三三〇単位

(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過措置居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、一〇〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三

地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千